

お知らせ

## 下水道だより⑥ (当年度純利益と一般会計繰入金の推移について)



問い合わせ 下水道課業務担当 ☎042-989-2771

地方公営企業である下水道事業は、一般企業のように利益や損失という考え方があります。一年間の収入(下水道使用料、一般会計繰入金等)と支出(施設等の維持管理費、企業債支払利息、減価償却費等)を差し引きします。収入が多ければ「当年度純利益」(黒字)、支出が多ければ「当年度純損失」(赤字)となり、企業としての採算が取れているか分かります。

右の表は、過去5年間の「当年度純利益」と「一般会計繰入金」の推移です。

この表から、当年度純利益には一般会計繰入金が大きな影響を与えていること

が分かります。特に、令和4年度以降は、基準外繰入金がなければ実質は赤字となっています。

下水道事業には、独立採算制の原則や受益者負担の原則があり、基準外繰入金を可能な限り低減させつつ、安定した経営を継続していくことが必要です。

近年は、人口減少や水需要の低下に伴い使用料収入が減少しています。一方、物価やエネルギー価格の高騰により、維持管理や施設更新の費用は増加傾向にあり、下水道事業にとって厳しい状況にあります。今後、持続可能な経営のためには、収支構造を改善し、適切に利益を上げていくことが望まれます。

引き続き、下水道事業の将来を見据えながら、安定した経営を目指して取り組んでいきます。

当年度純利益と一般会計繰入金の推移

(単位:千円)

決算年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当年度純利益	44,950	41,968	85,312	155,750	192,469
一般会計繰入金 (うち基準外繰入金)	173,806 (32,785)	161,375 (27,129)	180,484 (21,645)	242,796 (180,658)	355,851 (306,854)

※基準外繰入金とは、総務省が定める繰入基準以外の繰入金です。

お知らせ

## 下水道へ異物を流さないでください



問い合わせ 下水道課施設担当 ☎042-989-2771

下水道にトイレペーパー以外のものを流すと下水管が詰まる原因となりますので絶対に流さないでください。下水道管が詰まると、その原因を取り除くために多額の費用を要するばかりでなく、復旧までの一定期間、下水道が使用できなくなります。また、宅地内の下水道管の詰まりの除去は個人負担となります。

ご理解、ご協力をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 下水道に流せないものの例

水に溶けないティッシュやウェットティッシュ、マスク、紙おむつ、おしり拭き、生理用品や布類  
※これらのものを誤ってトイレ等に流すと、下水道管やポンプ場が詰まり、汚水があふれる原因になることがあります。



布類(ハンカチ・布巾等)



マスク



水に溶けないペーパー類

## くりっかの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和6年10月の可燃ごみ		昨年同月との比較
全体量	886.91 t	- 31.74 t
処理費用	39,024,040 円	- 386,045 円
1人当たりの量	16.35 kg	- 0.52 kg
1人当たりの処理費用	719 円	- 4 円

10ページで可燃ごみ減量のためのポイントを3つ紹介しました。可燃ごみの処理費用は重さで決まります。1人1日10gの可燃ごみ減量のため、できることから始めていきましょう。

※数値は四捨五入しています。  
※処理費用は、全体量に44,000円/tを乗じたものです。  
※1人あたりは、当該月の総人口を基に算出しています。



問い合わせ 環境課廃棄物対策担当